

第3章 障害福祉計画・障害児福祉 計画の成果目標

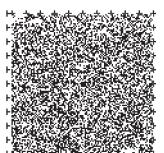
以下の5つの成果目標を掲げ、目標達成に向けて取り組みます。

(障害福祉計画)

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行

(障害児福祉計画)

- 5 障害児支援の提供体制の整備等



第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設へ入所されている障害者の地域生活への移行を進めるため、以下の2つの成果目標を設定します。

※福祉施設…ここでは、障害者総合支援法第5条第11項で規定する障害者支援施設をいう。

【目標①】

2016(平成28)年度末時点の施設入所者数の9.6%以上が2017(平成29)年度から2020(平成32)年度末までに地域生活へ移行することを目指します。

2016(平成28)年度末入所者数	2017(平成29)年度から2020(平成32)年度の地域生活への移行者数
1,377人	132人(9.6%)

(※国が基本とする目標値は、9%以上移行することとされています。)

※地域生活への移行…施設入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅(家庭への復帰を含む)へ移したものをいう。

【目標②】

2020(平成32)年度末の施設入所者数を2016(平成28)年度末時点から4.3%以上削減することを目指します。

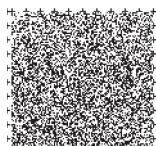
2016(平成28)年度末入所者数	2020(平成32)年度末時点の入所者数
1,377人	1,318人(4.3%削減)

(※国が基本とする目標値は、2%以上削減することとされています。)

○目標値設定の考え方

目標①については、各市町の地域生活への移行者数(目標値)を参考し、県の目標値を設定しました。

目標②の施設入所者数については、近年の施設入所者数の減少数と各市町の目標値を勘案したうえで設定しました。



■地域生活への移行者数

(単位:人)

	2016 (平成28) 年度末 施設入所者数	2017 (平成29) 年度 (見込)	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度	2017(平成29)年度から 2020(平成32)年度まで の移行者数の合計	
全体	1,377	30	32	33	37	132	9.6%
中部	511	11	14	10	10	45	8.8%
東部	141	2	3	4	6	15	10.6%
北部	250	5	6	6	7	24	9.6%
西部	154	5	4	4	4	17	11.0%
南部	321	7	5	9	10	31	9.7%

■施設入所者数

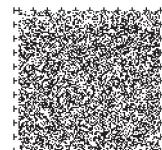
(単位:人)

	2016 (平成28) 年度末施設 入所者数	2017 (平成29)年度 (見込)	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (平成32)年度	2017(平成29)年度 から 2020(平成32)年度 までの 削減数の合計	
全体	1,377	1,369 (△ 8)	1,357 (△ 12)	1,342 (△ 15)	1,318 (△ 24)	△ 59	△ 4.3%
中部	511	508 (△ 3)	500 (△ 8)	495 (△ 5)	489 (△ 6)	△ 22	△ 4.3%
東部	141	142 (1)	142 (0)	140 (△ 2)	135 (△ 5)	△ 6	△ 4.3%
北部	250	251 (1)	250 (△ 1)	248 (△ 2)	244 (△ 4)	△ 6	△ 2.4%
西部	154	153 (△ 1)	152 (△ 1)	151 (△ 1)	150 (△ 1)	△ 4	△ 2.6%
南部	321	315 (△ 6)	313 (△ 2)	308 (△ 5)	300 (△ 8)	△ 21	△ 6.5%

■障害者支援施設の必要入所定員総数

障害者支援施設の必要入所定員総数については、下記のとおりです。

2018(平成30)年度	2019(平成31)年度	2020(平成32)年度
1,357人	1,342人	1,318人



福祉施設の入所者の地域生活への移行のための取組

■相談支援の充実

障害者及びその家族等が身近な地域で相談支援を受けることができるよう、市町の総合相談窓口の機能の充実を図ります。

具体的には、全ての総合相談窓口で専門家が365日対応できる体制整備のため、総合相談窓口へ障害者相談支援の知識・経験が豊富なアドバイザーの派遣や専門職員設置への補助を行います。

■施設退所後の住まいの場の確保のためのグループホームの整備

障害者が地域で生活するために、グループホームの施設・設備整備への補助を行い、障害者の住まいの場を確保します。

○グループホームの箇所数及び定員数

	2016 (平成 28)年度 (実績)	2017 (平成 29)年度 (見込)	2018 (平成 30)年度	2019 (平成 31)年度	2020 (平成 32)年度
箇所数	216箇所	237箇所	255箇所	275箇所	295箇所
定員数	1,317人	1,437人	1,555人分	1,675人分	1,795人分

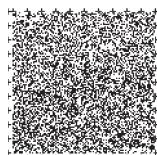
■重度障害者の支援体制の整備

重度の障害者向けのグループホームの設備整備に対する補助を行い、地域の重度障害者の受入体制の整備に取組みます。

また、グループホームで医療的ケアが必要な重度障害者を受け入れた場合に、看護師等確保への支援として運営経費の助成を行います。この他、たんの吸引等の医療行為を実施する介護職員の養成を図り、医療的ケアのニーズに対応できる事業所を増やします。

○重度障害者向けグループホームの箇所数

	2016 年度 (平成 28 年度) (実績)	2017年度 (平成 29 年度) (見込)	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
箇所数	4箇所	4箇所	5箇所	6箇所	7箇所

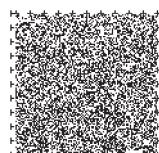


■レスパイトの充実

在宅で重度障害者を介護されている方の一時休息(レスパイト)のための日中一時支援事業所や短期入所事業所の開設を促進します。特に、重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害児の受入体制を充実するため、医療型短期入所を行う施設を増やします。

○医療型短期入所事業所の箇所数

	2016年度 (平成28年度) (実績)	2017年度 (平成29年度) (見込)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
箇所数	4箇所	5箇所	5箇所	5箇所	6箇所



第2節 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、以下の3つの成果目標を設定します。

【目標①】保健・医療・福祉関係者による協議の場

2020(平成32)年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町)を設置することを目指します。

(※国が基本とする目標値は、2020(平成32)年度末までに各市町及び各圏域毎に設置することとされています。

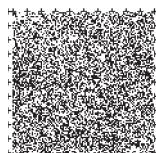
なお、市町については、市町単独での設置が困難な場合には複数市町による共同設置でもよいとされています。)

【目標②】長期入院患者数

2020(平成32)年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を2016(平成28)年度末の2,373人から減少させることを目指します。

長期在院者数…入院期間が1年以上である者の数

(※国の基本とする目標値は、国の基本指針で示した式により算定した1年以上長期入院患者数を目標値として設定することとされています。)



【目標③】入院後3か月時点、6か月時点、1年時点の退院率

2020(平成32)年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上、6か月時点の退院率を84%以上、1年時点の退院率を90%以上とすることを目指します。

	2014(平成26)年 実績	2020(平成32) 年度末
3か月時点	60%	69%
6か月時点	76%	84%
1年時点	84%	90%

(※国が基本とする目標値は、入院後3か月時点の退院率について69%以上、入院後6か月時点の退院率について84%以上、入院後一年時点の退院率について90%以上とすることとされています。)

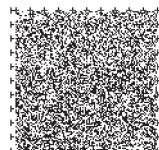
○目標値設定の考え方

目標①について、各圏域及び市町(自立支援)協議会、専門部会などにおいて、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目標とします。

なお、各圏域及び各市町において単独での設置が困難な場合は複数の市町による共同設置を行うなど、市町の現状を踏まえながら検討を行っていきます。

目標②については、第6次医療計画で「長期在院者数の削減」を目標とし、目標を14.4%していましたが、実績は8.4%と約6割の達成率でした。今後は、受け皿の整備や協議の場を設定するなど対策の充実に努め、長期入院患者の地域移行を推進し、現在の長期入院患者を減少させます。

目標③については、佐賀県の現状が全国平均並みであることから、国が基本とする目標値を佐賀県の目標値として設定しました。



精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための取組

■精神疾患に関する正しい理解の普及啓発の推進

精神疾患は、統合失調症や気分障害などの他に、発達障害や、高次脳機能障害、高齢化の進行に伴って急増しているアルツハイマー病などの認知症なども含まれております、住民に広く関わる疾患です。

しかし、精神疾患に関する差別や偏見は根強く、精神障害者の地域移行が進まなかつたり、受診が遅れて重症化するなどの弊害があり、精神疾患に関する正しい知識を広めていく必要があります。

■保健・医療・福祉関係者による協議の場の円滑な実施のための働きかけ

各圏域及び市町において、関係機関による精神障害者の支援のための協議が円滑にできるよう、情報提供や関係機関の調整など助言やバックアップを行います。

■退院後の住まいの場の確保のためのグループホームの整備

障害者が地域で生活するために、グループホームの施設・設備整備への補助を行い、障害者の住まいの場を確保します。(再掲)

精神障害者が利用できるグループホーム数

	2016 (平成 28)年度 (実績)	2017 (平成 29)年度 (見込)	2018 (平成 30)年度	2019 (平成 31)年度	2020 (平成 32)年度
箇所数	24箇所	26箇所	30箇所	34箇所	38箇所

■医療機関への1年以内の退院促進の働きかけ

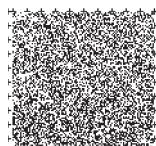
病院実地指導時に、院内の退院支援体制の確認及び指導を行うとともに、精神医療審査会において医療保護入院患者の医療の適正化に努めます。

■合同研修の実施

精神科病院の専門職員や市町職員等向けの地域移行に関する合同研修会を開催するとともに、相談支援事業所等との連携について精神科病院等に働きかけます。

■精神科救急医療システム体制の整備事業

夜間・休日の精神症状悪化時も安心して医療にかかることができるよう、精神科救急医療システムの体制整備を図ります。



第3節 地域生活支援拠点等の整備

障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害児者の地域における生活の安心を確保するため、下記の成果目標を設定します。

【目標】

地域生活支援拠点等の整備(多機能拠点整備型又は面的整備型)について、2020(平成32)年度末までに障害保健福祉圏域ごとに1つ以上整備されることを目指します。

2018(平成30)年度末までに3圏域、最終的に2020(平成32)年度末までにすべての圏域で1つ以上整備されることを目指します。

	2016 年度 (平成 28 年度) (実績)	2017 年度 (平成 29 年度) (見込)	2018 年度 (平成 30 年度)	2019 年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
圏域数	0圏域	1圏域	3 圏域	4 圏域	5 圏域

(※国が基本とする目標値は、2020(平成32)年度末までに各市町又は各圏域に少なくとも一つ整備することとされています。)

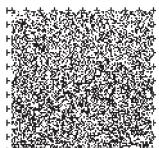
※多機能拠点整備型…必要な機能を集約し、グループホームや、障害者支援等に付加した拠点の整備

※面的整備型…地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備

○佐賀県における拠点等の考え方

拠点等は次の3つの機能を備えていることを基本とします。

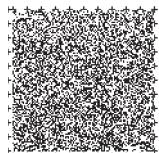
- ①コーディネーターの配置
(地域生活を支援するための様々な資源の総合調整を図るコーディネーターが配置されていること)
 - ②短期入所施設の整備(緊急時直ちに保護できること)
 - ③原則、365日対応(いつでも対応できること)
- ・ 障害者支援施設を拠点等とする際には、小規模化等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域移行、地域との交流機会の確保、地域の障害児者に対する支援を行うことなど、地域に開かれたものとすることが求められています。
 - ・ 面的な体制で整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携の下に障害児者に対する支援を確保していることが求められています。



地域生活支援拠点等の整備のための取組

拠点等の整備にあたっては、地域(各障害保健福祉圏域)の利用者のニーズ、障害福祉サービス提供事業所等の整備状況等に応じ、協議会(障害者総合支援法第89条の3第1項に基づく協議会(P71参照))等の意見を聞くよう努めることとします。

今後、国の動向を注視し、県内市町への情報提供や支援を行います。



第4節 福祉施設から一般就労への移行

※福祉施設…ここでは、障害者総合支援法第5条第7項、第12項、第13項及び第14項で規定する支援を実施する施設(就労移行支援、就労継続支援 A型・B型、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練))をいう。

【目標①】

福祉施設の利用者のうち、2020(平成 32)年度中に一般就労に移行する者を 2016(平成28)年度実績の1.5倍以上の159人を目指します。

	2016 年度 (平成 28 年度) (実績)	2018年度 (平成 30 年度)	2019年度 (平成 31 年度)	2020 年度 (平成 32 年度)
移行者数	104 人	131 人	145 人	159 人

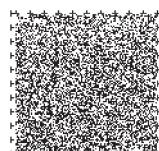
(※国が基本とする目標値は、1.5倍以上とすることとされています。)

【目標②】

2020(平成 32)年度末の就労移行支援事業の利用者数を 2016(平成 28)年度末実績から2割増の150人を目指します。

	2016 年度 (平成 28 年度) (実績)	2020 年度 (平成 32 年度)
利用者数	125 人	150 人

(※国が基本とする目標値は、2割以上増加することとされています。)



【目標③】

就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を2020(平成32)年度中に全体の5割以上とすることを目指します。

※就労移行率…各年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労した者の割合

	2016年度 (平成28年度) (実績)	2020年度 (平成32年度)
就労移行率	5.8割	5割以上

(※国が基本とする目標値は、5割以上とすることとされています。)

【目標④】

就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とすることを目指します。

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)
職場定着率	—	8割以上	8割以上

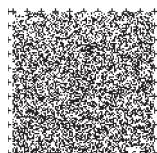
(※国が基本とする目標値は、8割以上とすることとされています。)

○目標値設定の考え方

目標①については、県における直近の動向から算出し設定しました。

目標②及び③については、県における直近の動向から算出した数値をもとに、国が基本とする目標値を佐賀県の目標値として設定しました。

目標④については、国が基本とする目標値を佐賀県の目標値として設定しました。



福祉施設から一般就労への移行のための取組

■就労支援スタッフによる支援

就労支援室に配置している障害者就労支援スタッフが、公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)や障害者就業・生活支援センターなど就労支援機関と連携し、就労移行支援事業所など一般就労を目指す福祉施設の利用者等の就労支援を行います。

■障害者就業・生活支援センターとの連携

県内に4か所ある障害者就業・生活支援センターとの連携を図るとともに、労働、福祉、教育等の関係機関との連携のもと、障害者の就業面と生活面での支援を一体的に行い、職場定着支援を実施するとともに、企業に対しても助言を行う等、定着に向けた支援を行います。

■障害者就労支援チームによる就労支援

労働局、ハローワーク等関係機関と連携して、障害者雇用に係る制度の周知や障害者雇用促進に関する啓発活動を行います。

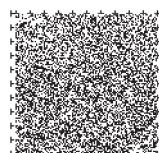
また、ハローワークを中心に福祉・教育等関係機関と連携した「障害者就労支援チーム」による支援を行うことにより、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を行います。

■障害者の就労移行・定着支援

障害者の確実な一般就労に向けた支援ができるよう、就労移行を支援するとともに、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたりサービスを行う就労定着支援を促進します。

■就労移行支援事業所の充実

障害者の確実な一般就労に向けた支援ができるよう就労移行支援事業所における支援の充実を図ります。また、精神障害者の就労を進めるため、医療機関等と連携し精神障害者の就労移行支援の利用を促進します。



■企業への障害者雇用の働きかけ

法定雇用率を達成していない民間企業については、ハローワークと連携した働きかけを通じ、法定雇用率の達成に向けた取組を進めます。

また、国が補助する「特定求職者雇用開発助成金」等の情報を企業へ周知することにより、企業における雇用の場の確保を図ります。

なお、企業への職場定着を図る取組も重要であるため、ジョブコーチ支援の活用促進についても併せて行います。

■障害者雇用促進企業等の登録

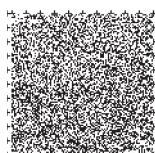
県の物品等の調達においては、「障害者を多数雇用している事業所」「障害者就労施設から積極的に物品等を調達している事業者」を優遇する制度に取り組んでおり、制度の周知及び登録事業者の増加促進を図ります。

■多様な委託訓練の実施

障害者就業・生活支援センターの登録者、就労移行支援事業等の利用者等の職業訓練機会の充実を図るため、企業、社会福祉法人、民間教育訓練機関等の委託訓練先を開拓し、障害者の態様に応じた多様な委託訓練を実施します。

■レッツ・チャレンジ雇用

さまざまな要因により就職に至っていない就職困難者（障害者、難病患者、DV被害者等）に対し、知識・技能の習得と併せて就業機会を提供します。



第5節 障害児支援の提供体制の整備等

■障害児に対する重層的な地域支援体制の構築のための目標

【目標①】

2020(平成32)年度末までに、児童発達支援センターを各圏域に少なくとも1か所以上設置することを目指します。

(※国が基本とする目標値は、2020(平成32)年度末までに各市町に1か所以上設置することとされています。)

なお、市町単独での設置が困難な場合は圏域での設置でもよいとされています。)

(参考)児童発達支援センターの設置状況(2017(平成29)年度末)

圏域	設置数
中部	2
東部	1
北部	2
西部	0
南部	1

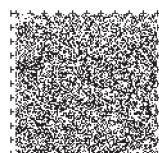
【目標②】

2020(平成32)年度までにすべての市町において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指します。

(※国が基本とする目標値は、すべての市町において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。)

(参考)保育所等訪問支援事業所の設置状況(2017(平成29)年度末)

圏域	設置数
中部	2
東部	1
北部	2
西部	0
南部	2



■医療的ニーズへの対応のための目標

【目標③】

2020(平成32)年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各圏域に少なくとも1か所以上確保することを目指します。

(※国が基本とする目標値は、2020(平成32)年度末までに各市町に1か所以上確保することとされています。

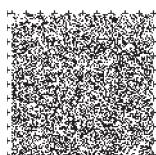
なお、市町単独での設置が困難な場合は圏域での確保でもよいとされています。)

(参考) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置状況
(2017(平成29)年度末)

圏域	児童発達支援	放課後等デイサービス
中部	3	8
東部	2	3
北部	1	1
西部	0	0
南部	0	1

【目標④】

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、2018(平成30)年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を県及び各圏域ごとに設置することを目指します。



○目標値設定の考え方

目標①については、総合計画 2015において、障害児通所支援事業所(児童発達支援、放課後等デイサービス)を 2018(平成 30)年度までに県内の中学校の校区ごとに整備することを目指していますが、県内の児童発達支援事業所は 2017(平成 29)年 4月 1 日現在で未設置の市町が 9 市町あり、障害児が身近な地域で支援を受けられる体制が整備されていない状況です。

このような状況であることから、児童発達支援センターは児童発達支援に加え、保育所等訪問支援などの地域支援を行い、児童発達支援の中核的な施設であるため、各圏域に設置することを目標として設定しました。

目標②については、県内の保育所等訪問支援事業所は 2014(平成 26)年度末時点で 9 事業所でしたが、利用者がなく 2 事業所が廃止し、2017(平成 29)年 4 月 1 日現在で 7 事業所となっています。

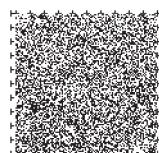
また、2017(平成 29)年 4 月 1 日現在で、保育所等訪問支援の支給決定を受けている障害児数は 46 人にとどまっており、14 市町で支給決定を受けている障害児がない状況です。

今後、保育所や幼稚園、放課後等児童クラブ等で障害児の受入れが進めば、当該サービスのニーズは増加すると見込まれますが、当該サービスは保育所等を訪問して支援を行うことから、各圏域に事業所があればサービス提供が可能であるため、各圏域に設置することを目標として設定しました。

目標③については、2017(平成29)年4月1日現在、重症心身障害児は県内で123人支給決定を受けている状況です。

重症心身障害児の支援を行うためには、看護師や機能訓練士の配置の必要があることを考慮すると、各市町に1か所の設置は難しいため、各圏域ごとに設置することを目標として設定しました。

目標④について、県内における医療的ケア児の総数は 150 人程度であると見込まれ、市町単独での設置は困難と考えられることから、協議の場は県及び各圏域ごとに設置することを目標として設定しました。



障害児支援の提供体制の整備等のための取組

■障害児通所支援

障害児が身近な場所で支援を受けることができるよう障害児通所支援事業所の充実を図ります。

■障害児入所支援

障害児入所施設は児童相談所と連携を図り、虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応する療育機関としての役割を担います。

また、短期入所機能の充実を図り、特に、重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害児の受入体制を充実するため、南西部地域に医療型短期入所を行う施設を1箇所整備します。

○医療型短期入所を行う施設の現状

圏域	施設名	市町名
中部	佐賀整肢学園こども発達医療センター	佐賀市
	肥前精神医療センター	吉野ヶ里町
東部	若楠療育園	鳥栖市
	東佐賀病院	みやき町
北部	からつ医療福祉センター・アルトン	唐津市
西部	なし	
南部	なし	

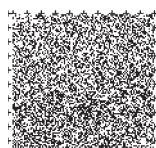
■各種研修

○母子療育指導専門員育成研修

発達障害児の療育を行う事業所の職員や幼稚園の教諭、保育園の保育士等を対象に、発達障害児に関する知識、接し方等を学ぶ研修(座学及び現場実習)を行い、療育に係る知識・技術等の向上を図ることで、地域で療育指導ができる人材を育成します。

○療育支援センターにおける各種研修

保育所、幼稚園、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、放課後児童クラブ等の職員、特別支援教育関係者、保護者等障害児支援に携わる者に対し、障害児支援の基礎知識や技法に関する研修を行い、支援スキルの向上を図ることで、障害児が身近な地域で早期に充実した療育を受けることができる環境を整えます。



■関係機関との連携

○子育て支援に係る施策等との連携

子ども・子育て支援法等に基づく、子ども・子育て支援施策や母子保健福祉法、児童福祉法等に基づく母子保健施策との連携を深め、ライフステージに応じた障害児支援を行います。

○教育との連携

就学時及び卒業時における支援が円滑に行われるよう、教育委員会等との連携体制を確保し、保育所等や学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設等が連携を図れるよう支援します。

■障害児等療育支援事業

身近な地域で療育が受けられるよう、県内に4か所ある事業所において、在宅の障害児者の地域における生活を支えるための支援を行います。

■医療的ケア児等の協議の場に係る取組

県レベルの協議の場を先行して設置し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各分野の連携を深め、各圏域の協議の場が円滑に設置されるよう支援します。

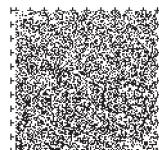
■発達障害児に係る取組

発達障害児への支援については、発達障害者支援センターと連動し、関係機関との連携により、充実・強化を図ります。

また、早期療育事業利用後の継続的な療育を提供できる体制を構築するとともに、保護者等に対する情報提供、理解啓発を図ります。

■障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の確保

地域における障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握し、利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や、認定こども園、放課後児童育成事業(放課後児童クラブ)等における障害児の受け入れの提供体制の整備に努めます。



第6節 地域で暮らしている方へのその他の取組

■高次脳機能障害への支援

高次脳機能障害支援拠点機関(佐賀大学医学部付属病院)に専任の相談支援コーディネーターを配置し、高次脳機能障害者及び家族に対する相談支援体制の充実を図るとともに、高次脳機能障害者の支援関係者に対する研修及び県民や支援関係者へ高次脳機能障害に対する理解を深めるための啓発を行います。

県立地域生活リハビリセンターにおける高次脳機能障害者への機能訓練や生活訓練を実施します。

※高次脳機能障害…交通事故や転落事故、脳卒中などにより脳にダメージを受け、記憶障害(新しいことが覚えられない)や注意障害(物事に集中できない)などの症状が見られて生活に支障をきたすような状態になること

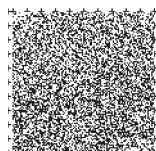
■難病患者への支援

2013(平成 25)年 4 月に施行された改正障害者総合支援法において、障害者の定義に新たに難病等が追加され、障害者総合支援法の対象となりました。2017(平成 29)年4月 1 日からは対象疾患が 358 疾患に拡大されています。

地域における難病患者支援対策を推進するため、難病相談支援センターの機能を充実し、難病患者及び家族等の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援、地域交流活動の促進、就労支援などを行います。

難病患者の支援関係者に対する研修及び県民や支援関係者へ難病に対する理解を深めるための啓発を行います。

相談支援従事者研修会や相談支援事業所連絡協議会において、相談支援従事者等の理解を深めるとともに、医療機関に対して、福祉サービスの制度を周知します。



■工賃向上のための取組

障害者が地域で自立した生活を営めるようにするため、障害福祉サービス事業所等に対して、ビジネススキルアップ研修や、経営コンサルタント派遣、共同受注支援窓口による受注紹介等を通して収益性の向上を図り、工賃向上を目指します。

■障害者優先調達推進法に基づく取組

県庁各所属が障害者施設から優先的に物品や役務を調達するよう、県庁における発注促進に取り組むとともに、県庁以外の官公庁や民間企業等に対しても働きかけを行います。

■意思疎通支援の充実

意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣することにより支援を行います。

また、聴こえに関する不安を相談することができる「佐賀県聴覚障害者サポートセンター」を周知し、聴こえに不安を抱えている方の社会参加を促進します。

■医療機関との連携による合同研修会等

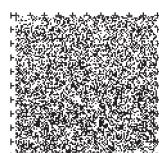
障害者の地域生活への移行にあたっては、医療機関との連携が不可欠であり、常に情報交換するとともに、合同研修会等を実施していきます。

■乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行うための取組

乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行うため、子育て支援部局や教育委員会等とも情報交換を行うなど連携し、重層的な支援を行います。

■障害者の就労促進のための取組

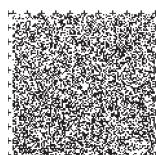
障害者の就労を促進するため、引き続きハローワークや障害者就業・生活支援センター等就労支援機関とチームを組み、就職の準備段階から職場定着まで一貫した支援を行います。



成果目標一覧表

成果目標	現状 2016 (平成 28)年度 実績	目標 2020 (平成 32)年度
成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行		
① 2016(平成 28)年度末施設入所者 1,377 人から 2020(平成 32)年度末までの地域移行者数	—	132 人 (9.6%)
② 2016(平成 28)年度末施設入所者 1,377 人から 2020(平成 32)年度末時点の施設入所者数	1,377 人	1,318 人 (△4.3%)
成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置(各圏域、各市町)	未設置	設置
② 精神病床における 1 年以上の長期入院患者数	2,373 人	減少させる
③ 入院後3か月時点の退院率 6か月時点　〃	60% ※ 76% ※	69% 84%
1年時点　〃	84% ※	90%
成果目標3 地域生活支援拠点等の整備		
① 障害福祉圏域(5 圏域)ごとに 1 つ以上	未設置	5 圏域
成果目標4 福祉施設から一般就労への移行		
① 2020(平成 32)年度の一般就労移行者数	104 人	159 人 (1.5 倍以上)
② 2020(平成 32)年度末の就労移行支援事業利用者数	125 人	150 人 (2割増)
③ 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所の割合	5.8 割	5 割以上
④ 就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率	—	8割以上
成果目標5 障害児支援の提供体制の整備等		
① 児童発達支援センターを各圏域に 1 か所以上設置	4 圏域	各圏域に 1か所以上
② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	—	全ての市町
③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	3 圏域 (両方設置済み)	各圏域に 1か所以上
④ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置(県、各圏域)	未設置	設置

※がついている成果目標 2 の③の現状の数値は、2014(平成 26)年度の実績になります。



取 組

成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 相談支援の充実
- 施設退所後の住まいの場の確保のためのグループホームの整備
- 重度障害者の支援体制の整備
- レスパイトの充実

成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神疾患に関する正しい理解の普及啓発の推進
- 保健・医療・福祉関係者による協議の場の円滑な実施のための働きかけ
- 退院後の住まいの場の確保のためのグループホームの整備
- 医療機関への1年以内の退院促進の働きかけ
- 合同研修の実施
- 精神科救急医療システム体制の整備事業

成果目標3 地域生活支援拠点等の整備

- 市町への情報提供や支援

成果目標4 福祉施設から一般就労への移行

- 就労支援スタッフによる支援
- 障害者就業・生活支援センターとの連携
- 障害者就労支援チームによる就労支援
- 障害者の就労移行・定着支援
- 就労移行支援事業所の充実
- 企業への障害者雇用の働きかけ
- 障害者雇用促進企業等の登録
- 多様な委託訓練の実施
- レツ・チャレンジ雇用

成果目標5 障害児支援の提供体制の整備等

- 障害児通所支援
- 障害児入所支援
- 各種研修
- 関係機関との連携
- 障害児等療育支援事業
- 医療的ケア児等の協議の場にかかる取組
- 発達障害児に係る取組
- 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の確保

地域で暮らしている方へのその他の取組

- 高次脳機能障害への支援
- 難病患者への支援
- 工賃向上のための取組
- 障害者優先調達推進法に基づく取組
- 意思疎通支援の充実
- 医療機関との連携による合同研修会等
- 乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を行うための取組
- 障害者の就労促進のための取組

